

| | |
|---------------------|--|
| (付託番号) 28-1 | (受理年月日) 平成28年2月8日 |
| <p>件名</p> <p>要旨</p> | <p>陳 情</p> |
| | <p>最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について</p> <p>労働者の実質賃金は、27カ月連続で後退し、消費支出も減少し続けている。また、「雇用の流動化」が推し進められ、労働者の4人に1人が、年収200万円以下のワーキング・プアとなっている。低賃金で不安定な仕事にしか就労できず、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害する「貧困の連鎖」も社会問題化している。</p> <p>現在の最低賃金は、最も高い東京都は時給907円、香川県は719円、高知県など最も低い地方は693円であり、時給で214円にまで広がった地域間格差が、労働者の地方からの流出を招き、地域経済をさらに疲弊させる要因となっている。地域経済を再生させる上で、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要である。</p> <p>また、中小企業への助成や融資、単価改善につながる施策を拡充することと同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効である。さらに、公正取引の確立の面から見ても、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切である。</p> <p>最低賃金法には、「最低賃金の原則」として、「労働者の生計費と賃金」に加え「通常の事業の賃金支払能力」が併記されており、これが、「生計者」原則を無視した地域間の賃金格差を固定・拡大させている。憲法では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とされている。</p> <p>については、下記の項目について国に意見書を提出されるよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。 2 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 3 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の減免制度を実現すること。 4 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。 5 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。 |